

大阪市立総合医療センター都市ガス供給仕様書

1 対象施設

- (1) 対象建物 大阪市立総合医療センター
- (2) 需要場所 大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
- (3) 施設用途 病院

2 ガスの概要

- (1) ガスの種類 都市ガス 13 A
- (2) 供給熱量 標準熱量 45 MJ/Nm³
- (3) 供給圧力 中圧及び低圧

3 ガスの使用条件

- (1) 契約年間使用量 1,520,000 m³
契約年間使用量とは、契約期間の契約予定月別使用量の合計量をいう。
- (2) 予定年間引取量 1,064,000 m³
予定年間引取量とは、発注者が契約期間において最低引き取らなければならないガスをいう。
- (3) 契約最大使用量 760 m³/h
契約最大使用量とは、契約期間を通じて1時間当たりの最大ガス使用量をいう。
- (4) 契約年間最高使用量 1,976,000 m³
契約年間最高使用量とは、契約期間の最高ガス使用量をいう。
- (5) 契約最大需要期使用量 960,000 m³
契約最大需要期使用量とは、本契約期間の12月分から翌年3月分における合計ガス使用量をいう。
- (6) 予定月別使用量 別添図表1による。

4 供給期間

令和8年9月1日から令和9年8月31日まで（定例検針日を基準とする。）

5 ガス料金の算定基準

- (1) 入札時原料費単価の算定に当たっては、財務省貿易統計の令和7年1月から令和7年12月までの公表値の平均値を基準とする。
なお、政府が実施する支援策等の値引きは含まないものとする。
- (2) 託送供給料金単価は、大阪ガスネットワーク株式会社（以下「一般ガス導管事業者」という。）が定める令和8年4月1日時点の小売託送供給約款に規定された託送供給料金を適用するものとする。
なお、一般ガス導管事業者において小売託送供給約款が改定され、託送供給料金単価が変更になった場合は、改定後の新料金を適用するものとする。

6 原料費単価の調整

- (1) 受注者は、毎月のガス料金算定に当たり、入札時の原料費に変動が生じた場合は、大口供給（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 1 条第 2 項第 7 号に規定する大口供給をいう。）に係る料金その他の供給条件（以下「大口供給条件」という。）に基づき、原料費単価の調整を行い、ガス料金の算定をすることができる。
- (2) (1) の原料費単価の調整は、2 か月ごとにできるものとする。
- (3) 原料費料金の調整とは、入札時に算出される原料費と、請求時に算出された原料費との差額を入札時の単価に増減して請求時の単価とすることを意味する。
- (4) 原料費単価の調整を行う場合、受注者は、入札時と請求時の原料費料金算出の根拠資料を提出するものとする。
- (5) 受注者が、原料費単価の調整を行うに当たって(1) から(4) の規定によりがたい場合は、発注者と受注者は別途協議の上、取扱いを決定するものとする。

7 契約最大需要期使用量の超過等

本供給期間のうち、12 月から翌年 3 月まで（4 か月間）における実績使用量が、契約最大需要期使用量の 105% を超過した場合、受注者は、発注者に対し、大口供給条件に基づき算定した精算額を請求することができる。

また、年間使用量が契約年間取引量に満たない場合は、受注者は、発注者に対し、大口供給条件に基づき、精算額を請求することができる。

8 ガス料金の算定

ガス料金は、1 か月の使用量により算定するものとする。

なお、入札時の契約年間使用量は予想使用量であるため、契約期間中における毎月のガス使用量に応じて算定するものとする。

9 ガスの安定供給

受注者は、当院におけるガスの安定供給を図らなければならない。ただし、以下の場合は、ガスの供給を中止し、若しくはガスの使用を制限し、又は中止の協議の申出をすることができる。

なお、受注者は、当院が災害拠点病院であり、かつ高度急性期医療を担っていることを念頭に置いた上で、社会通念上やむを得ないと認められる相当な理由を付して申し出なければならない。

- (1) ガスの需給上やむを得ない場合
- (2) 一般ガス導管事業者及び受注者のガス供給設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- (3) 一般ガス導管事業者及び受注者のガス供給設備の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- (4) 天災地変等の場合
- (5) その他保安上必要がある場合

10 ガス使用量の測定方法

- (1) 一般ガス導管事業者が設置した取引用計量装置（以下「検針メーター」という。）により、毎月検針を行うものとする。検針の対象期間は、前月の検針日の翌日から当月の検針日までとする。
- (2) 検針メーターの仕様は、別添図表2による。
なお、その検針場所は、地下1階ガスメーター室とする（別添図面参照）。

11 ガス供給設備の財産分界点

需要場所における敷地境界線とする。ただし、検針メーターは、一般ガス導管事業者の所有とする。

12 保安業務

受注者は、ガス消費機器について、ガス事業法（昭和29年法律第51号）並びに関係政省令に定める保安業務を実施すること。内容は以下のとおりとする。

- (1) 小型湯沸器（不完全燃焼防止装置有り、無しを問わない）及びCF式・FE式湯沸器のCO測定、機器の誤接続有無の確認、機器のガス種適合調査、ガス消費機器の漏えい検査、業務用換気警報器の設置促進をガス開栓後以後4年に1回以上の頻度で行われるよう実施すること（直近の実施は、令和7年2月）。
- (2) 本供給期間開始後、機器の型式調査を行い、受注者にて登録すること。

13 緊急時の対応

- (1) 受注者は、緊急対応が発生した際は、臨時供給体制の確保等について、一般ガス導管事業者に積極的に協力し、速やかかつ適切に対応すること。
- (2) 受注者は、臨時供給時に備え、臨時供給設備を保有する一般ガス導管事業者との連携を図る体制を構築しておくこと。

14 その他

- (1) 供給申込書に記載する金額には、本契約におけるガスの供給に必要な費用を全て含めること。
- (2) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間中に指定の方法により十分に質し、その内容を熟知の上で応札するものとする。質問受付期間経過後の質疑については受け付けない。
契約後における仕様書の疑義は、発注者・受注者間の協議によるものとし、協議が整わない場合は、発注者の解釈によるものとする。

15 事業担当

地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター 総務部施設課
〒534-0021 大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
電話 06-6929-3671

(別添)

別添図表1 予定月別使用量

(単位：m³)

年月	中圧	低圧	合計
令和8年9月	78,350	1,650	80,000
令和8年10月	58,350	1,650	60,000
令和8年11月	88,350	1,650	90,000
令和8年12月	178,350	1,650	180,000
令和9年1月	218,350	1,650	220,000
令和9年2月	348,350	1,650	350,000
令和9年3月	208,350	1,650	210,000
令和9年4月	98,350	1,650	100,000
令和9年5月	58,350	1,650	60,000
令和9年6月	48,350	1,650	50,000
令和9年7月	48,350	1,650	50,000
令和9年8月	68,350	1,650	70,000
合計	1,500,200	19,800	1,520,000

別添図表2 検針メーターの仕様

番号	供給地点特定番号	メーター圧力	メーター号数	メーター番号	系統
1	00212000095688509	中圧B	350	1204	空調
2	00212500011408304	中圧B	350	1202	空調
3	00212600011408302	低圧	100	4948	病院一般
4	00212700011408300	低圧	100	1474	病院一般
5	00212800011408308	低圧	100	4947	テナント

別添図面

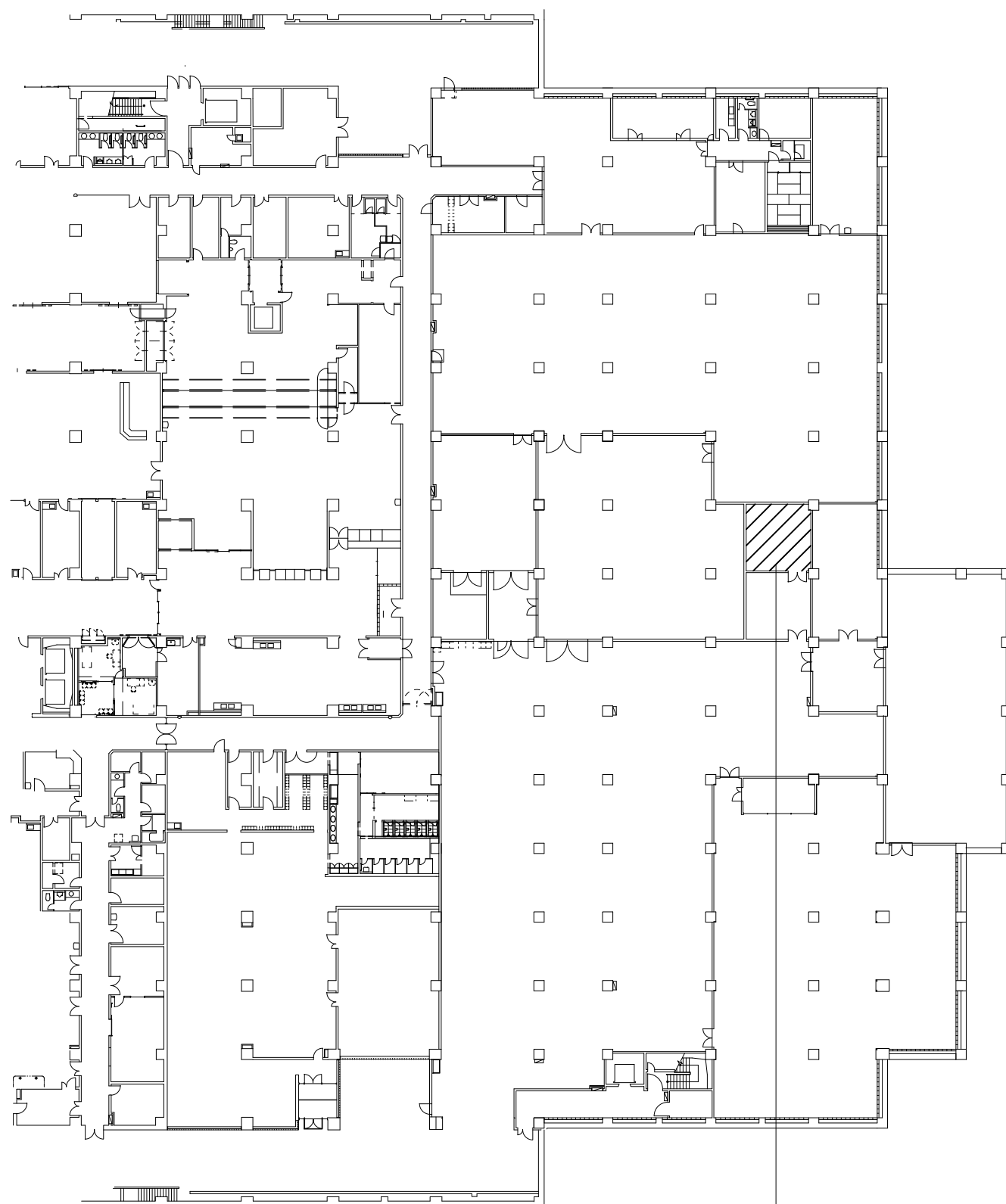
建物概要

所在地	大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
建築規模	地下2階、地上18階、塔屋3階 敷地面積 : 29,782 m ² 延床面積 : 93,102 m ²

附近見取図



地下1階平面図



ガスメーター室

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

- （1） 条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたとき
- （2） 発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3275

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。